

大項目	中項目	小項目	自己評価 ※ ■できている □できていない	外部評価・コメント ※ ■できている □できていない
1.組織・運営体制	(1)組織・運営体制	① 市が定める運営方針の内容に沿って、センターの事業計画を策定している。	■	<p>豊中市の運営方針に合わせて事業計画をたてている。運営法人の変更がある中で職員の退職が重なり事業計画すべてを実施することができなかったが、限られた人員の中で可能な限りの事業を進めることができた。地域の方々の相談窓口として、緊急的なものを優先して支援させていただいた。地域づくりなどにおいて丁寧な地域への関わりはできなかったが、人員体制を整え、丁寧な関わりをしていくことが今後の目標である。</p> <p>評価対象期間は、従前の受託法人の運営期間であり、今年度から引き継いだ現在の受託法人への引き継ぎ移行期間において、欠員の発生等も生じましたが、今年度は人員も充足され、計画に沿った運営が行われています。</p> <p>法人全体として研修計画が整備されており、包括職員も対象に行われています。</p>
		② 事業計画の策定に当たって、市と協議し、市から受けた指摘がある場合、これを反映している。	■	
		③ 市の支援・指導の内容により、逐次、センターの業務改善が図られている。	■	
		④ 全職員が事業計画を共通理解している。	■	
		⑤ 職員が事業計画や目標を意識しながら業務を実施し、年間計画に沿った運営を行っている。	■	
		⑥ センター運営全体に関する課題や地域の課題について、毎月情報共有し検討している。	■	
		⑦ 市が設置する定期的な連絡会合に、毎回、出席している。	■	
		⑧ 市から、担当圏域の現状やニーズの把握に必要な情報の提供を受けている。	■	
		⑨ 把握した担当圏域の現状やニーズに基づき、センターの実情に応じた重点業務を明らかにしている。	■	
		⑩ 市から配置を義務付けられている3職種を配置している。	□	
		⑪ 包括的支援事業に対する業務に力が注げる体制を整えている。	■	
		⑫ 評価期間中に職員の欠員期間がない。	□	
		⑬ 市から、年度当初までに、センター職員を対象とした研修計画が示されている。	■	
		⑭ センターが職員の研修を計画的に実施している。	■	
		⑮ センターに在籍する全ての職員に対して、センターまたは受託法人が、職場での仕事を離れての研修(Off-JT)を実施している。	■	
		⑯ 外部の研修には可能な限り職員が参加している。	■	
		⑰ 研修参加記録に基づき、各研修内容の共有をしている。	■	
		⑱ 夜間・早朝の窓口(連絡先)を設置し、窓口を住民にパンフレットやホームページ等で周知している。	■	
		⑲ 平日以外の窓口(連絡先)を設置し、窓口を住民にパンフレットやホームページ等で周知している。	■	
		⑳ パンフレットの配布など、センターの周知を行っている。	■	
		㉑ 新規に開設された介護事業所、医療機関等に出向いてセンターの説明を行っている。	■	
		㉒ 玄関、事務所入り口にセンターの看板等が分かりやすく表示されている。	■	

1.組織・運営体制	(2)個人情報の管理	①	個人情報保護に関する市の取扱方針に従って、センターが個人情報保護マニュアル(個人情報保護方針)を整備している。	■	個人情報の管理簿を作成し、個人情報の持ち出しや開示には管理者が確認するなど徹底している。各職員が個人情報を扱う上での注意や意識づけにつながった。	■	個人情報保護方針に沿った取り扱いと、管理簿への記載が行われています。書類等は施錠保管されています。
		②	個人情報が漏えいした場合の対応など、市から指示のあった個人情報保護のための対応を、各職員へ周知している。	■			
		③	個人情報の保護に関する責任者を配置している。	■			
		④	個人情報の持出・開示時は、管理簿への記載と確認を行っている。	■			
		⑤	個人情報を含む記録物を適切に保管している。	■			
	(3)利用者満足度の向上	①	市の方針に沿って、苦情対応体制を整備し、苦情内容や苦情への対応策について記録している。	■	法人内の苦情対応マニュアルに沿って苦情を記録し、法人内で報告、共有している。同じことが起きないように改善策を検討し、その内容についても共有している。	■	苦情の取り扱いは市の規定、並びに法人内の規定に沿って行われ、法人内でも報告・共有されています。 相談スペースは、プライバシー並びに感染症対策に配慮されています。
		②	苦情受付の責任者を置き、苦情についてきちんと対応できるマニュアル等を整備し、職員に周知している。	■			
		③	苦情内容については法人に報告している。	■			
		④	センターが受けた介護サービスに関する相談について、市に対して報告や協議を行う仕組みが設けられている。	□			
		⑤	相談者のプライバシー確保に関する市の方針に沿い、プライバシーが確保される環境を整備している。	■			
2.個別業務	(1)総合相談支援業務	①	地域における関係機関・関係者のネットワークについて、構成員・連絡先・特性等に関する情報をマップまたはリストで管理している。	■	地域包括支援センターの基本業務であり、需要は多いと認識している。住民から直接、関係機関などからも相談を受けて、電話、訪問、来所などで支援させていただいている。経験の長い包括職員が中心に、経験の浅い職員に対して相談や指示を出しながらスーパービジョンを実施している。特に緊急で対応が必要な場合は、必要な機関へとつなぐ役割であることを大切に、迅速かつ的確に他機関と連携するようにしている。	■	地域の潜在ニーズ把握のため、地域サロン、地域住民、ケアマネジャーなどとの連携や、情報共有をしやすい環境づくりに努めています。 法人の持つノウハウや仕組みが取り入れられ、緊急事案に対する対応マニュアル等が整備されています。
		②	相談事例の終結条件を、市と共有している。	■			
		③	相談事例の分類方法を、市町村と共有している。	■			
		④	1年間の相談事例の件数を市に報告しているか。	■			
		⑤	相談事例の解決のために、市への支援を要請し、その要請に対し市町村から支援がある。	■			
		⑥	家族介護者からの相談について、相談件数や相談内容を記録等に残して取りまとめている。	■			
		⑦	困難ケース等においては速やかに3専門職の専門性をふまえ、かつ共通の判断基準をもって協議した結果を記録に残している。	■			
		⑧	主担当や地域ごとの担当以外においてもケースの概要を把握している。	■			
		⑨	個別の支援方策に関する悩みや困っていることについて月2回以上話し合う機会を設けている。	■			
		⑩	地域の高齢者実態把握調査を行うなど、潜在する支援を必要とする高齢者の把握にあたっている。	■			
		⑪	福祉なんでも相談窓口など高齢者の相談が集まる場に積極的に足を運び、潜在的なニーズや問題を発見するために情報収集を行っている。	■			
		⑫	緊急性が高い相談については、包括システムの検索画面に印をつけるなど、全職員が把握できるようにしている。	■			
		⑬	複数職員がいない場合であっても緊急性の判断が行えるよう、また、今後の方向性についてルール化されている。	■			
		⑭	緊急性が認められた場合、すみやかに訪問するなど適切な対応ができている。	■			

2.個別業務	(2)権利擁護業務	①	成年後見制度の市町村長申し立てに関する判断基準が、市から共有されている。	■	虐待対応が必要なケースは市と連携し、情報共有しながら支援をさせていただいた。その中で、成年後見制度や関係機関につなぐ事案もあった。地域住民の方には地域教室や出前講座、認知症サポーター養成講座を開催し、虐待や成年後見制度の普及啓発を行った。関係機関に対しては12月から1月に研修などを開催予定であったが、人員不足のため開催できなかった。くらしかんの消費者被害に関する情報はその都度各ケアマネジャー事業所にFAXで情報提供している。	■	成年後見等が必要な事例は、専門相談窓口に残っています。  通いの場などで虐待防止に関する啓発活動を行っています。  消費者被害関連では警察やくらしかと連携するとともに、ケアマネジャーへの情報提供も行われています。  認知症サポーター養成講座の啓発に努めています。講座の拡充が課題です。
		②	地域住民や関係者向けの研修等を開催し、成年後見制度の普及啓発を行っている。	■		■	
		③	成年後見制度の相談に適切に対応し、利用を支援できている。	■		■	
		④	高齢者虐待事例及び高齢者虐待を疑われる事例への対応の流れについて、市と共有している。	■		■	
		⑤	センターまたは市が開催する高齢者虐待防止に関する情報共有、議論及び報告等を行う会議において、高齢者虐待事例への対応策を検討している。	■		■	
		⑥	高齢者虐待対応の必要なケースの判断が包括内ではない場合であっても、速やかに市と通報内容の共有を行い、対応を協議している。	■		■	
		⑦	コアメンバー会議等で決定した役割に従い支援の実施中、関係機関等への対応依頼と進捗状況の確認を適宜、市に報告を行っている。	■		■	
		⑧	モニタリング会議、評価会議が適切に開催できるよう、基本情報台帳に最新の情報を記入し、市に報告を行っている。	■		■	
		⑨	初動期での事実確認において、客観的な情報を意識的に収集できている。	■		■	
		⑩	地域住民に対して、高齢者虐待防止に向けた普及啓発の取組みを行っている。	■		■	
		⑪	関係機関に対して、高齢者虐待を防止する研修等を開催し、普及啓発の取組みを行っている。	□		□	
		⑫	消費者被害に関し、センターが受けた相談内容について、消費生活に関する相談窓口または警察等と連携の上、対応している。	■		■	
		⑬	消費者被害に関する情報を、民生委員・介護支援専門員・ホームヘルパー等へ情報提供する取組みを行っている。	■		■	
		⑭	キャラバン・メイトの組織化に協力するなど、積極的に認知症ケアに関するネットワークの構築を図っている。	■		■	
		⑮	認知症サポーター養成講座を積極的に開催するなど、認知症の理解、対応方法の普及啓発に努めている。	■		■	

2.個別業務	(3)包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	①	担当圏域における居宅介護支援事業所のデータ(事業所ごとの主任介護支援専門員・介護支援専門員の人数等)を把握している。	■	<p>圏域のケアマネジャー向けにICT多職種連携ツールMCS活用の勉強会、近隣病院との協働による認知症事例検討会、薬剤師会との意見交流会など、関係機関と連携した研修を開催し、ケアマネジャーへの支援をさせていただいた。各校区の老人会やサロンなどで出前講座を開催し、介護予防や自立支援に関する意識共有を図ることができた。支援困難な事例に対しては、ケアマネジャーと連携しながらカンファレンス等を通して支援させていただいた。社協のCSWと連携して高齢部会や地域ケア個別会議を開催することで、地域アセスメントや課題の把握につながった。</p>	■	<p>圏域内での、医療機関等を含めた多職種連携に取り組んでいます。近隣医療機関との事例検討会や、薬剤師会との意見交流など、地域の医療職と介護職を繋ぐ取り組みが行われています。</p> <p>高齢部会や地域ケア個別会議では、コミュニティソーシャルワーカーと協働した取り組みが行われています。</p> <p>今年度からの新たな受託法人は、地域との絆づくりなどをめざし、取り組んでいます。</p>
		②	介護支援専門員を対象にした研修会・事例検討会等の開催計画を策定し、年度当初に指定居宅介護支援事業所に示している。	□		□	
		③	介護支援専門員に対するアンケート・意見収集等についての市町村からの情報提供や、市による研修会の内容等をふまえ、地域の介護支援専門員のニーズや課題に基づく事例検討会や、個別事例を検討する地域ケア会議等を開催している。	■		■	
		④	担当圏域の介護支援専門員のニーズに基づいて、多様な関係機関・関係者(例:医療機関や地域における様々な社会資源など)との意見交換の場を設けている。	■		■	
		⑤	介護支援専門員が円滑に業務を行うことができるよう、地域住民に対して介護予防・自立支援に関する意識の共有を図るための出前講座等を開催している。	■		■	
		⑥	介護支援専門員から受けた相談事例の内容を整理・分類した上で、経年的に件数を把握している。	■		■	
		⑦	困難事例に対して同行訪問やサービス担当者会議への出席を通じたサポートを行っている。	■		■	
		⑧	支援困難事例を抱える介護支援専門員に対して、介護支援専門員自身が資質向上できるよう支援している。	■		■	
		⑨	地域ケア会議「地域福祉ネットワーク会議(高齢部会)」を通して、認知症ケアに関するネットワーク、虹ねっとで構築した医療・介護ネットワークをつなぎ、顔と顔の見える関係づくりを行っている。	■		■	
		⑩	圏域内の全ての校区でCSW(コミュニティソーシャルワーカー)と連携し、高齢部会を開催している。	■		■	
		⑪	地域住民に参加してもらい個別困難事例の支援方針の検討を行っている。	■		■	
		⑫	地域にある社会資源について情報(活動内容、特徴、連絡先など)を把握し、いつでもその情報を提供できるように準備している。	■		■	
		⑬	日常生活圏域ごとに、地域アセスメントを実施し、地域の実情に応じた個別の取組計画を作成している。	■		■	
		⑭	地域アセスメント結果をファイリングし、全職員が共有できるものとして整理されている。	■		■	

2.個別業務	(4)地域ケア会議(個別・推進)	①	地域ケア会議が発揮すべき機能、構成員、スケジュール等を盛り込んだ開催計画が市町村から示されている。	■	自立支援に向けた地域ケア個別会議を4回実施、短期集中サービス利用促進や地域課題の把握などにつながった。住民参加の個別ケース会議などを開催し、地域住民の方々と連携を取りながら支援していくこともできた。各々の会議の中から地域課題の把握ができ、地域課題から今後は地域資源を作る仕組みが必要であると認識している。	■	圏域の医療職も参加する地域ケア個別会議を開催し、会議の中から発掘された地域課題を把握し、今後の計画に繋げていく取り組みが行われています。
		②	センター主催の地域ケア会議の運営方針を、センター職員・会議参加者・地域の関係機関に対して周知している。	■		■	
		③	センター主催の地域ケア会議において、個別事例について検討している。	■		■	
		④	センター主催の地域ケア会議において、多職種と連携して、自立支援・重度化防止に資する観点から個別事例の検討を行い、対応策を講じている。	■		■	
		⑤	市から示された地域ケア会議における個人情報の取扱方針に基づき、センターが主催する地域ケア会議で対応している。	■		■	
		⑥	センター主催の地域ケア会議において、議事録や検討事項をまとめ、参加者間で共有している。	■		□	
		⑦	地域ケア会議で検討した個別事例について、その後の変化等をモニタリングしている。	■		■	
		⑧	センター主催の地域ケア会議において、地域課題に関して検討している。	■		■	
		⑨	センター主催の地域ケア会議における検討事項をまとめたものを、市に報告している。	■		■	
	(5)介護予防ケアマネジメント・介護予防支援	①	自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントに関し、市町村から示された基本方針を、センター職員及び委託先の居宅介護支援事業所に周知している。	■	自立支援・重度化予防等介護保険の理念に基づいたケアマネジメントを実施。介護保険に頼らず、多様な地域の社会資源も活用するよう努めている。	■	自立支援ケアマネジメントの重要性を認識し、圏域内のケアマネジャーや介護事業所への周知に取り組んでいます。  通いの場を地域活動の拠点の1つと位置づけ、活動支援に取り組んでいます。
		②	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援のケアプランにおいて、保険給付や介護予防・生活支援サービス事業以外の多様な地域の社会資源を位置づけている。	■		■	
		③	利用者のセルフマネジメントを推進するため、市から示された支援の手法を活用している。	■		■	
		④	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託する際の事業所選定の公平性・中立性確保のための指針が市から示されている。	■		■	
		⑤	介護予防支援の委託先が、正当な理由なく特定の指定居宅介護支援事業所に偏っていない。	■30%未 □50%未 □50%以上		■30%未 □50%未 □50%以上	
		⑥	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託した場合は、台帳への記録及び進行管理を行っている。	■		■	
		⑦	アセスメントにおいて、必要な情報を適切に収集している。	■		■	
		⑧	自立支援に向けた、具体的な目標及び支援内容、期間等を記載した介護予防ケアプランを作成している。	■		■	
		⑨	作成した介護予防ケアプランを利用者に説明し、同意を得て、交付している。	■		■	
		⑩	介護予防ケアプランの作成後、介護予防ケアプランの実施状況の把握(モニタリング)を実施している。	■		■	
⑪		介護予防ケアプランの期間終了時には、当該プランの目標達成状況について、評価を行っている。	■	■			

3.事業間連携(社会保障充実分)	①	医療関係者と合同の事例検討会に参加している。	■	各関係機関が主催する検討会や勉強会等に参加するだけでなく、包括から医療と介護の連携のためのツールを紹介したり、認知症初期集中支援チームへ積極的に関わる等連携に努めている。	■	関係機関による検討会や勉強会への相互参加や、会議の協働などによって、顔と顔が見える関係づくりを意識した取り組みが行われています。
	②	医療関係者と合同の講演会・勉強会等に参加している。	■		■	
	③	日常生活圏域ごとの地域特性に応じた取り組みを行い、医療と介護の連携に関するネットワーク構築を行っている。	■		■	
	④	在宅医療・介護連携推進事業における相談窓口に対し、相談を行っている。	□		□	
	⑤	認知症初期集中支援チームと訪問支援対象者に関する情報共有を図っている。	■		■	
	⑥	生活支援コーディネーター・協議体と地域における高齢者のニーズや社会資源について協議している。	■		■	
4.地域の通いの場づくり支援事業	①	介護予防や住民主体の通いの場づくりの必要性について、住民に普及啓発を行っている。	■	地域の特性に合わせてスライドを作成する等工夫しながら普及啓発を行った。その結果新しく4ヶ所が新規立ち上げとなり、合計18グループが活動するに至っている。	■	地域特性に応じた積極的な普及啓発が行われ、成果も上がっています。
	②	介護予防や住民主体の通いの場づくりの普及啓発の方法に関して、地域の特性に合わせた創意工夫ができています。	■		■	
	③	介護予防や住民主体の通いの場づくりの必要性について、担当職員以外の職員も把握し、必要時に協力がとれる体制となっている。	■		■	